

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、令和4年10月1日現在の住民基本台帳によると43,315人になっています。平成17年までは増加が続いていましたが、平成17年をピークに減少に転じています。世帯数は16,159世帯と増加が続いていますが、1世帯あたりの人数は2.7人で減少し続けています。

年齢階層別人口の構成比を見ると、14歳以下14.0%、15～64歳の生産年齢人口が56.1%、65歳以上の老年人口は12,780人で%となっており、この10年間で年少人口は946人の減少、老年人口は2,244人の増加となっており、着実に少子高齢化が進んでいます。

本市の特性として、恵まれた自然環境のもと、古くから第1次産業を中心に発展してきたまちであり、農林水産物の特産品をはじめ、これらを生かした加工特産品が数多く開発されています。小城羊羹を筆頭に清酒、米、鯉料理、海苔等々、多様な特産品を誇ります。

しかし近年、このような特産品の加工業等は、人口比率と同じく高齢化が進み、また交通の利便性がよいことが逆に労働人口の流出を招き、後継者不足による閉店・閉鎖が相次ぎ、かつて商店街であった町並みは閑散とした状況となっています。小規模事業者の中でも特に個人経営者が多く高齢化が進んでおり、追加投資による技術の刷新や新技術の導入等をしてまでも製造業を継続させたいと希望する人がいないのが現状であるため、まず後継者を育成する環境を作るための追加投資に対する市の支援が強く求められているところです。

また恵まれた自然環境を利用した飲料や日本酒の製造は年々製造量を増やし販路を拡大しており、今後更なる発展が期待されています。

(2) 目標

企業誘致により誘致した工場（牛津、小城）の更なる発展及び既存事業者の新技術導入等による生産性の向上

目標とする先端設備等導入計画認定数：年12件

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業、多くの事業者を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、売電目的で設置する太陽光発電に関する設備については、本市の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨及び目標にそぐわないため、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

対象地域については、本市における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、小城市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本市の事業者の業種・事業が特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い展開がなされていることから、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月15日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 先端設備等導入計画の認定に際して、本市において市税の滞納がないこと。

(2) 雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組を計画する先端設備等導入計画ではないこと。

(3) 上記3(2)に関して、健全な地域経済の発展に配慮するべく、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められる業種・事業については、先端設備等導入計画の認定の対象としないことを要件に加える。